

令和2年4月 定例教育委員会 議事日程

1 日 時 令和2年4月15日(水) 午後1時30分から

2 会 場 伊予市役所4階 大会議室

3 出席委員

教育長	渡 邊 博 隆
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	水 口 良 江

4 会議に出席した事務局職員

教育監理監	武 智 茂 記
事務局長	佐々木 正 孝
学校教育課指導主幹	灘 岡 雅 人
学校教育課指導主事	高 石 達 也
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	川 本 英 人
社会教育課長	泉 一 人
社会教育課課長補佐	岡 市 裕 二
社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美

5 協議事項等

(1) 議案審議

報告第1号 伊予市一斉臨時休業対策昼食費支援事業費補助金交付要綱の専決について

報告第2号 伊予市特定子ども・子育て支援施設等の副食費に係る補足給付事業実施要綱の全部改正の専決について

報告第3号 伊予市立双海中学校生徒タクシー通学支援事業実施要綱の専決について

(2) 報告事項等

ア 5月教育委員会行事予定について

- イ 事務局報告事項等について
- ウ その他

午後1時30分 開会

○佐々木事務局長 開会

○渡邊博隆教育長 ただいまより4月の定例教育委員会を開催させていただいたと思います。

ちょうど令和2年度、楽しい幕あけが始まると予想していましたが、新型コロナウイルス感染対策のために、いわゆる記念すべき本当に希望に満ちあふれた入学式、入園式等々の規模も縮小されました。非常に寂しい思いをしましたが、各校のホームページを見ると、例年のとおり飾りつけをして、歓迎ムードの光景を見ることができ、大変うれしく思った次第です。

当初、臨時休業は24日まででしたが、ちょうど4月13日の月曜日午後3時に知事会見がありまして、中予の県立高の休業を5月6日まで延長するとの会見がありました。その後、中予の小・中学校も5月6日まで休業を要請され、急遽昨日、臨時校長会を開催しました。中予に関しては、感染の拡大、それから感染経路が不明な方もおられ、昨日も39例目が出たという報道がありました。そういうようなことで、校長先生方も各市町の対応等々を鑑みて、5月6日まで再延長するとの結論に至ったことを御報告させていただきます。

いろいろその間、これから感染症はもちろん、学習の遅れ等、大変気になる課題が山積してありますが、それらを一つ一つ対応していくことが喫緊の課題であろうと思っていますので、またいろいろな形で御指導いただけたらと思います。

本日の会議録署名委員は、水口委員さん、よろしくお願いします。

また、3月の会議録について、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは、協議事項、議案審議が3つあります。

まず、議案審議の報告第1号、事務局より説明をお願いします。

○佐々木事務局長 それでは、報告第1号伊予市一斉臨時休業対策昼食費支援事業費補助金交付要綱の専決について説明します。議案書1ページをお願いします。

伊予市一斉臨時休業対策昼食費支援事業費補助金交付要綱を別紙のとおり専決処分したので、報告し承認を求めます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止による小中学校の一斉臨時休校に伴う昼食費支援事業補助金について、今年度中に要綱を制定する。今年度中と申しましたが、令和元年度

中でございます。今年度中に要綱を制定する必要が生じたため、令和2年3月25日に要綱制定の専決処分をしたので、報告するものです。

議案書3ページをお願いします。

この要綱の目的は、第1条で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施された市内の小学校及び中学校の一斉臨時休業に伴い、本市が実施する一斉臨時休業対策昼食費支援事業費補助金を交付することにより、児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

第2条で、事業の内容は、一斉臨時休業による学校給食の休止に伴い、次項に規定する者に対し一斉臨時休業の期間中における学校給食の実施予定日数分の学校給食費に相当する金銭を補助金として交付するものです。

補助金の対象者としては、一斉臨時休業の期間中において本市の公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとして、第1号で準要保護世帯、第2号で特別支援教育就学奨励事業の対象者として認定されているものに対して交付します。

第3条で補助金の交付申請を、第4条で補助金の交付決定を、4ページをお願いします。第5条で委任を、第6条で交付方法を、第7条で補助金の交付決定の取り消しを、第8条で補助金の返還を規定しています。

第9条その他として、必要な事項は教育委員会が別に定めるとし、附則で、この告示は令和2年3月25日から施行し、令和2年3月4日から適用します。これにつきましては、3月4日から臨時休業が開始されたため、3月4日からの適用としています。

以下5ページから7ページまでは、交付に係る様式等を掲載しています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。御意見、御質問ありませんか。

鷹尾委員。

○鷹尾秀隆委員 交付金額は、いくらになるのですか。

○佐々木事務局長 基本として、準要保護世帯は、小学生で250円、中学生で285円です。特別支援教育就学奨励事業の対象者は、それぞれの2分の1の額です。

○渡邊博隆教育長 高橋委員。

○高橋久美子委員 この補助金について、どのような形で告知するのですか。

○佐々木事務局長 昨年度、小学1年生から5年生、それから中学1年生から2年生は、各学校を通じて周知します。小学6年生は、進学して現在在籍する中学校を通じて周知します。中学3年生は、学校からの通知ができませんので、教育委員会学校教育課から個別に文書を発送する予定です。

○渡邊博隆教育長 専決ということで、3月4日から適用されていますが、もう既に申請書等

については学校へ送付しているのですか。

○佐々木事務局長 この事業は、県の補助金を活用して事業を実施したいと考えています。しかし、県からの内示を、まだ受けていません。この交付内示をいただいてから、請求書等、学校を通じて保護者へ送付したいと思います。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 こういうふうな形で一つの交付要綱を専決で了解していただいて、了解していただいた後、県の補助金の交付が決まった後、内示があった後、学校に周知をするというふうなことで了解いただいたらと思います。

報告第1号伊予市一斉臨時休業対策昼食費支援事業費補助金交付要綱の専決について、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

続きまして、報告第2号につきまして、事務局、説明をお願いします。

○佐々木事務局長 議案書8ページをお願いします。

報告第2号、伊予市特定子ども・子育て支援施設等の副食費に係る補足給付事業実施要綱の全部改正の専決についてです。

これは、昨年10月1日から施行するため議決をいただいていた伊予市特定子ども・子育て支援施設等の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱、これの全部改正です。

提案理由は、令和元年10月からの幼稚園無償化に伴い、子ども・子育て支援施設等の実費徴収に係る補足給付事業が施行されたが、給付方法等について近隣市町との統一性を図る必要が生じたことにより、全部改正の専決処分をしたので、報告するものです。

議案書、10ページをお願いします。

まず、事業名ですが、先ほど申しましたとおり、「実費徴収に係る補足給付事業」というところを「副食費に係る補足給付事業」に改正しています。

第1条の目的です。5行目あたりにありますが、食事の提供に係る費用の一部を市が給付金として給付することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的としています。

給付の対象者は、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、第1号から第3号のいずれかに該当する者です。

11ページをお願いします。

給付の対象費用等として、給付金の額は子ども1人当たり月額4,500円を限度とし、第4条の実費徴収額と比較して少ない額を給付します。第5条で給付に関する事項の通知を、第6条で給付手続を、第7条で給付金の返還を、第8条でその他を規定しています。

附則として、施行期日を、この告示は令和2年3月31日から施行し、令和元年10月1日から適用する。経過措置として、第2条で、この告示の施行の日の前日までに、改正前の伊予市特定子ども・子育て支援施設等の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなします。

なお、経過措置にある処分、手続その他の行為は、現在まで申請はありません。

13ページをお願いします。

別表で第1期、第2期のそれぞれの対象期間と申請期限を掲載していますが、申し訳ございません、「第5条関係」とあるところを「第6条関係」に訂正してください。

14ページでは、第6条関係の請求書の様式を定めています。

なお、この要綱改正は、提案理由でも申しましたとおり、この副食費の給付に関しては、主に松山市にある私立の幼稚園の園児がほとんどですので、近隣市町において、松山市の要綱及び様式に統一を図るのが適当ではないかとの協議があり、そのため、昨年10月に施行した本市の事業実施要綱を全部改正し、今回の実施要綱を定めたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

報告第2号の説明がございましたけども、これについて御質問、御意見いただいたらと思います。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 報告第2号、伊予市特定子ども・子育て支援施設等の副食費に係る補足給付事業実施要綱の全部改正の専決について、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

それでは続きまして、報告第3号について、事務局、説明をお願いします。

○佐々木事務局長 それでは、議案書15ページをお願いします。

報告第3号伊予市立双海中学校タクシー通学支援事業実施要綱の専決についてです。

提案理由は、令和2年度の双海中学校のバス通学利用者が、定員より人数増となる見込みに伴い、タクシー通学の必要が生じたため、要綱の専決処分をしたので、報告するものです。

議案書の17ページ以降をお願いします。

第1条で趣旨として、この要綱は、伊予市立双海中学校の通学バスを利用する生徒のうち、通学バスの乗車定員を超えたため乗車することができない生徒に対して、タクシーによる通学を実施することに関し、必要な事項を定めるものです。

第2条で対象として、タクシー通学の対象となる生徒は、伊予市通学バス等運行管理規程第4条第1項第2号の区間から通学する学校の生徒とし、第3条で実施日及び実施方法を規定し

ています。

第4条で協定書として、市長はタクシー通学を行うときは、愛媛県ハイヤータクシー協会中予支部との間で、伊予市児童生徒タクシー通学支援事業協定書を締結しなければならないと規定しています。

第5条で月別利用計画表の提出を、第6条で当番タクシー会社の責務を、18ページをお願いします。第7条で請求の方法を、第8条で審査を、第9条でタクシー料金の支払いを、第10条で協定の解除及び支払いの取り消し、第11条でその他を定めています。

なお、附則として、施行期日を、この告示は、令和2年4月1日から施行する。第2条で告示の失効として、この告示は令和3年3月31日限り、その効力を失う。第3条で告示の失効に伴う経過措置として、前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの使用料及び当番タクシー会社のその他行為については、第7条から第11条までの規定は、この告示を失効後も、なおこの効力を有すると規定しています。

なお、19ページから21ページまで、要綱に関する様式を掲載しています。

この要綱を専決処分とした理由ですが、タクシー通学の必要が生じ、予算が必要となります。議会の予算議決を経まして、この実施要綱を制定する予定でしたが、その議会議決後、教育委員会に提案する時期がありませんでしたので、4月1日の専決処分をさせていただいた次第です。

なお、双海中学校のバスは、運転手を含めて29人乗りです。乗車予定の生徒人数が令和2年度は、29人ですので1人オーバーしますので、タクシー利用を検討したものです。

なお、登校方法としては、学校に一番近いバスの乗車場所の下灘駅から乗車予定の4名について、タクシーに乗って登校し、残りの生徒は、従来のスクールバスの乗車場所で登校する予定です。下校方法としては、タクシーの運行は原則行わない。しかし、一斉下校等で全員がバスに乗れないときには、タクシーを手配したいと考えています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

最後に具体的な生徒の人数等も説明がありましたが、これに関して御質問、御意見ありましたらお願いいたします。矢野委員さん。

○矢野ひとみ委員 タクシーの配車については、中学校の先生、どなたかお一人が担当になって連絡をすることでしょうか。

○佐々木事務局長 双海中学校の先生にお願いする予定です。

○渡邊博隆教育長 タクシーも利用するということは、スクールバスが運転手さんも含めて29人乗りの定員ということは、生徒は満杯29人利用するということですか。

○佐々木事務局長 はい。一応調査によりまして、運転手さんを入れたら30人になってしまうので、1人乗れない方が出てくる。そのためにはどうしたらいいかということで、バスの便数

を増便させる、あるいはタクシーを利用するという検討を行いまして、タクシーとスクールバスを併用するほうが混乱も生じないのではないかということで、このような方法をとらせていただきました。そのためには、この実施要綱が必要になってまいりましたので、制定させていただきます。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ないようでしたら、報告第3号伊予市立双海中学校タクシー通学支援事業実施要綱の専決について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

以上で協議事項については終わらせていただきます。

続きまして(2)の報告事項等について、「ア 5月教育委員会行事予定について」学校教育課からお願いします。

○高石指導主事 5月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課、お願いします。

○北岡課長補佐 5月の社会教育課の行事について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 続きまして、「イ 事務局報告事項等について」をお願いします。

○佐々木事務局長 令和2年3月補正予算と繰越明許費について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 それでは「ウ その他」ということで、何かありましたらお願いします。

○灘岡指導主幹 新型コロナウイルス感染予防対策について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 以上で3月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。

○佐々木正孝事務局長 閉会。

午後2時40分 閉会